

# 看護師の特定行為の実施について

当院では、厚生労働省が定めた「特定行為に係る看護師の研修制度」を修了した特定看護師が、医師があらかじめ作成した手順書(指示)に従い、以下の特定行為を実施しています。

- ・脱水症状に対する輸液による補正
- ・気管カニューレの交換
- ・褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去

特定看護師による特定行為の実施にあたっては、安全に十分配慮して行います。なお、患者さんはこれを断った場合でも不利益を被ることはありません。  
皆様のご理解、ご協力をお願い致します。

## 特定行為に係る看護師の研修制度とは

国が超高齢社会における今後の医療を支えるため、あらかじめ作成した「手順書」に基づき、一定の診療の補助(特定行為)を行うことができる看護師を養成する研修制度です。

＜看護師特定行為に関するご相談、お問合せ先＞

高良台リハビリテーション病院 0942-51-3838

平日9:00～17:00

担当：特定行為研修責任者

高良台リハビリテーション病院 院長